

申請年月日を記入

2018 年 3 月 19 日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長殿

IPv4 アドレス移転申請書(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)

日本網情報株式会社

私、日本網情報株式会社（以下、移転元）は JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」および以下に記載すべての事項（「事前確認事項」）に自ら同意した上で、日本網情報株式会社を申請いたします。また、移転元は、移転先から事前確認事項についての同意を取得のうえ、当該事項の合意の存在を JPNIC に保証いたします。なお、JPNIC が移転元に求めた場合には、移転元は、移転申請に係る IPv4 アドレス空間の移転についての移転先と移転元の合意を証する書面を提出いた

記入例

1. 移転元は、JPNIC 対するアドレス維持料等の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金を支払うこと。

2. 移転元は、IPv4 アドレス移転申請書提出後、維持料算出基準日が到来した場合は、支払い期限前であっても未払いの維持料の支払いを移転予定日までに完了すること。この際、「対象 IPv4 アドレス空間」の維持料は、移転元が支払うこと。

3. 移転元は、移転申請時点で対象 IPv4 アドレス空間について、管理下の割り当て先も含めて、いかなる紛争にも関わっていないことを保証すること。

4. 移転元は、前 3 項にもかかわらず、IPv4 アドレス移転申請書提出後、移転予定日までの間に紛争に関わることになった場合は、速やかにその内容を JPNIC へ報告すること。

5. 移転日後に対象 IPv4 アドレス空間に関して、移転元と移転先間、移転先と第三者間、移転元と第三者間、または移転元および移転先と第三者間で、いかなる紛争が発生または発覚しても紛争当事者間で解決することとし、JPNIC は一切紛争に関与せず、かつ、それに伴う責任も一切負わないこと。なお、本移転申請に係る移転について、移転先または第三者が、JPNIC に対して、苦情の申立、異議の申立て、訴訟の提起その他いかなる請求を行った場合であっても、移転元がその責任と負担で解決するものとし、これらの請求により JPNIC に損害が生じた場合には、移転元がその損害を補償すること。

6. JPNIC は、「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」その他 IP アドレス技術文書群で定める手続きに従い、JPNIC からあらかじめ通知した移転予定日以後は、いかなる事情によつても、移転元、移転先および第三者からの移転の取り消しの要請には応じないこと。

7. JPNIC は、移転結果の履歴を JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」で定める形式および方法に従い公開すること。

8. JPNIC は、対象 IPv4 アドレス空間が JPNIC 管理下の PA アドレスである場合（移転元）の管理下として JPNIC データベースに登録されている IPv4 アドレスを記入

◆対象 IPv4 アドレス空間：198.51.100.0/24

（移転先）
移転先組織名
Database Co., Ltd.
(データベース株式会社)

移転対象
レジストリでの略称
DATABASE-ARIN

移転先組織
担当者氏名
連絡先
電子メール
アドレス
出江田 一郎
data@example.com

（移転元）
移転元組織
代表者氏名
連絡先
電子メール
アドレス
日本網情報株式会社
網 太郎
網 次郎
jiro@jpnic.jp

印鑑証明書と同じ印影の印を押印